

円借款の迅速化について

平成22年7月15日
外務省国際協力局
財務省国際局
経済産業省貿易経済協力局
国際協力機構企画部

1. 政府及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、途上国における開発効果の早期発現を促進し、我が国の援助の戦略的な有用性を一層高めるための手段として、円借款業務の迅速化が有益であるとの認識に立ち、平成19年6月18日付で公表した「円借款の迅速化について」及び平成21年7月10日付で公表した「官民連携推進等のための円借款の迅速化」に沿って、案件の形成から実施までのそれぞれの段階において、期間短縮に努めてきました。
2. 今般、政府及びJICAは、民間企業やNGOの意見を聴取した上で、以下の追加的な措置を実施することとしました。
3. 迅速化のための取り組みには、不断の努力が必要であり、これまでに決定した措置を着実に実施していく考えです。全ての諸施策の成果が発現するまでには更に時間を要しますが、既に、例えば、要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」9か月間の達成率は平成21年度には48%と前年度（33.3%）を上回り、また、案件形成段階において新たに協力準備調査を導入したことにより、フィージビリティ調査（F/S）の要請締切りから採択までに要する期間が、従来は180日程度であったのが20日間程度に短縮される等の成果が出ています。
4. 円借款の迅速化は、案件の規模、途上国の事情等にも大きく左右されるものであり、必ずしも日本側の努力によってのみ進展するものではありませんが、スムーズな案件進捗が恒常化することを目指して、引き続き迅速化に努めてまいります。
5. なお、円借款の迅速化に取り組むにあたっては、借入国側のオーナーシップを十分尊重し、また、不正・腐敗防止や環境社会配慮、安全管理等、説明責任や適正な手続の確保と両立させていくことの重要性に引き続き留意します。

1. 供与決定まで

(1) 早期段階での案件実施にかかる関心表明（プレ・プレッジ）

日本政府は、外交上重要、または我が国の優れた技術やノウハウが活用可能な案件（例：STEP、官民連携候補案件）について、関心表明を行うことが必要と判断され、当該国のマクロ経済状況や債務持続可能性等が確認される場合には、早い段階で案件実施にかかる関心表明を行うことで、迅速な案件の形成・供与検討・実施を促進します。

(2) 案件発掘・形成のための専門家／調査団の活用

円借款業務を迅速化するためには優良案件の発掘・形成も重要となることから、借款の新規供与や再開が期待される国等に対してJICA経費により、我が国の技術やノウハウの活用も視野に入れつつ、案件発掘・形成のための専門家／調査団を派遣しており、今後も着実に実施します。

(3) JICAミッションの機動的な派遣

政府ミッションはODA政策の観点を中心に借入国政府と協議し、JICAは個別案件の妥当性という観点を中心に審査を行うこととし、JICAミッションのタイミングを政府ミッションと連動させずに機動的に派遣します。

(4) 借入国政府の環境社会配慮についての啓発強化

JICAが環境レビューを行うにあたり、借入国政府がJICA環境社会配慮ガイドラインの要求に応えられる環境社会配慮の情報収集や検討を行えるように、JICA現地事務所（及び必要に応じ大使館）から借入国政府に対し、同ガイドラインについての啓発を強化します。また、環境社会配慮ガイドラインについてのJICA研修のコース・参加者数の拡大を図ります。

また、このうち用地取得、住民移転は、借入国政府が責任をもって行うべき事項である一方で、JICAとしてもこれらの分野で借入国政府を支援する観点から、用地取得、住民移転にかかる途上国・日本国内等の教訓・事例について、借入国政府に情報提供を行います。また、用地取得、住民移転に関するJICA研修を拡充します。

(5) より適切な案件形成のための事前説明会の実施

STEP案件については、円借款の実施に関して専門性を有する業界団体加盟企業を対象に、透明性を確保しつつ、JICAが事前説明会を開催し、適切な工法、工程、契約形態等について意見を審査前に聴取し、案件形成の参考とします。

これにより、より適切な案件形成が行われ、実施段階での遅延を防ぐ効果が期待できます。

2. 円借款実施コンサルタント及びコントラクター業者の調達段階

(1) 案件の進捗管理強化（モニタリング会合の開催）

実施中（調達、実施段階）の案件について、問題がある案件、あるいは予見される案件を早期に発見し、対策を講じることを目的に、在外公館、JICA、借入国政府、借入国実施機関による現地モニタリング会合の実施国を大幅に増やします。

実施中案件について、事前に民間（事業実施に関連するコンサルタントやコントラクター）から問題点等の指摘があったものについてはヒアリングし、それら問題点への対応策を現地JICA事務所と借入国実施機関とで協議し、関係する民間企業を含む関係者と結果を共有します。

また、モニタリング会合の結果等を踏まえ、重要な実施中案件を中心に、二国間協議の場でフォローアップを実施し、また、必要に応じて政府レベルで借入国政府への働きかけを行います。

(2) 借入国政府のキャパシティ・ディベロップメント支援の強化

借入国政府の調達監理・実施促進等にかかる専門家派遣を既に大幅に増強しており、今後も着実に実施します。また、借入国実施機関向けに調達・ディスバースについてのセミナーを強化します。これにより、円借款制度についての理解が深められ、実施の遅延の予防や、問題への対応が強化されます。

(3) STEP案件等¹におけるフィージビリティ調査（F/S）から詳細設計調査（D/D）への切れ目無い実施

STEP案件等の先方政府が希望する案件について、借入国実施機関がJICAによる実施を希望する場合には、協力準備調査を行うコンサルタントの契約に詳細設計・入札図書作成業務をオプションで含めることにより、コンサルタント調達に要する時間短縮及び効率的な業務実施を図ります。

(4) STEP案件に対する二国間タイド条件の適用

STEP案件については、本邦調達部分の円滑な実施を促進するため、上記1.(5)の事前説明会、事前資格審査（P/Q）、入札の各段階において、本邦企業の参加が見込まれなくなった契約パッケージについては、日本政府の了

¹ STEP案件等の「等」とは、詳細設計を迅速に行う必要があり、かつOECD輸出信用アレンジメント上タイド性借款が認められることが見込まれる一部の案件を指す。

解の下、当該契約パッケージの契約条件を二国間タイド条件（本邦企業に加え、現地企業も応札・受注可能）に変更することも可能とします。これにより、一部契約パッケージにおける入札不調により案件全体の進捗が遅れるリスクを低減します。

（５）標準入札書類・FIDIC契約条件書使用の奨励

JICAは、案件毎にJICAの標準入札書類またはJICAが指定するコンサルティングエンジニア国際連盟（FIDIC）の契約条件書の使用を相手国政府に推奨する等、きめ細やかな対応をとることで、適切な契約条件の下での入札・工事実施を確保し、トラブル発生とそれに伴う工事遅延を予防します。

（６）借入国の優良実施機関の表彰、公表

円借款事業における円滑な事業実施や開発効果の発現等の観点から、優良実施機関をJICAが表彰、公表します。その際、調達及び工事実施の適切性・迅速性も重要な観点となります（なお、案件の性質や調達方法により、適正な調達期間が異なることに留意）。

当該機関が優良な実施機関として表彰されたという情報は、他ドナーや民間企業からも貴重な投資環境情報として活用され得るため、迅速に調達・工事を進めようという実施機関のインセンティブを高めることが期待されます。また、表彰された実施機関をJICAの研修・セミナー等に講師として招聘し、その経験を他機関と共有することにより、他機関の能力や迅速化インセンティブの向上を図ります。

（７）調達代理機関の活用

借入国政府が希望する場合、災害復旧案件等について、先方政府がJICA経費を活用する等して調達代理機関を雇用できるよう制度を検討します。

3. 実施段階

（１）相談窓口の設置

円借款の実施段階における相談を積極的に受け付けるために、JICAに設けられている窓口に加え、政府の窓口も設置します。

窓口： 外務省国際協力局事業管理室
財務省国際局参事官室
経済産業省貿易経済協力局資金協力課

（了）